# 食糧用輸入麦の買受けに必要な資格を取得するための申請書の提出及び記載 要領(団体用)

令和7年9月17日 農林水産省農産局長

令和7年12月1日から令和10年11月30日までの間に輸入麦の買受けを行う者(輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)第3章のI第2の1の要件を満たしている者。)に必要な資格を取得するための申請を行う場合は、この記載要領に従い、輸入麦買受資格承認申請書、その他審査に必要な書類を提出してください。

### 1 提出書類(提出部数各1部)

申請に当たっては、輸入麦買受資格承認申請書(様式3-I-1)のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 団体の定款
- (2) 団体の事業計画書
- (3) 団体の共同購入に参加する構成員の名簿(以下「共同購入者名簿」という。)
- (4) 団体及び共同購入者(共同購入者名簿に記載されている構成員をいう。以下同 じ。) ごとの工場等設備状況報告書(別紙様式1)
- (5) 団体及び共同購入者ごとの営業経歴書(現在行われている事業の全てが記載されているもの)
- (6) 団体及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (7) 団体の財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- (8) 団体の納税証明書
- (9) 団体及び共同購入者ごとの誓約書(別紙様式2)
- (10) 団体及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(別紙様式3)
- (11) その他審査に必要と認めた書類

#### 2 提出書類の記入方法についての注意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語を用い、楷書で明瞭に記入してください。
- (2) 記入事項の基準日は令和7年9月1日とします。

ただし、決算に関する事項は、基準日直前の決算の確定した日 (仮決算は認めない。) とし、金額は、原則、千円単位(百円以下を四捨五入する。) で記入すること。

#### 3 買受資格承認申請書の作成方法

#### 輸入麦買受資格承認申請書 【(様式3-I-1)

輸入麦買受資格承認申請書(様式3-I-1)の注意事項に加え、以下の点に留意し 作成すること。

- (1) 代表者は団体の代表者とすること。
- (2) 工場所在地欄は、団体、共同購入者の工場の所在地を列記すること。 なお、共同購入者が多い場合は、共同購入者の名称、工場所在地を一覧表にまと めて添付し、工場所在地欄は「別記一覧表のとおり」と記入すること。
- (3) 原料麦の処理能力欄は、団体及び共同購入者の各工場の能力の合計を記入するこ
- (4) 輸入麦の年間買受見込数量欄は、団体及び共同購入者の各工場の見込数量の合計 を記入すること。

### 4 添付書類の作成方法

### 団体の定款

申請書の提出時点で、最新の定款を添付すること。(団体のみ)

## 団体の事業計画書

申請書の提出時点で、最新の事業計画書を添付すること。(団体のみ)

## 共同購入者名簿

申請書の提出時点で、最新の構成員名簿を添付すること。(団体のみ)

### 団体及び共同購入者ごとの工場等設備状況報告書

(別紙様式1)

団体及び共同購入者の工場ごとに報告書を作成すること。

なお、共同購入者の報告書については、代表者は、当該共同購入者の本店(社)の 代表者とすること。

### 団体及び共同購入者ごとの営業経歴書

団体及び共同購入者ごとに、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業 員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所(農林水産省農産局長と常時契約を締 結する本店(社)、支店及び事務所等)の所在状況についての記載を含んだ書類であ って、基準目前1年以内に作成したもの(上記内容が記載されていれば、パンフレッ ト等でも可)。

## 団体及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書又は登記簿謄本(写しでも可)

団体及び共同購入者ごとに、申請日から3か月以内に発行された商業登記法(昭和

38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書。

### 団体の財務諸表

自ら作成している基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、決算内訳書 及び損益計算書を添付すること。(団体のみ)

### 団体の納税証明書(写しでも可)

申請日から3か月以内に発行された国税通則法施行規則(昭和37年4月2日付け大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3であって、「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを証明する税務官署が発行する証明書。(団体のみ)

## 団体及び共同購入者ごとの誓約書

(別紙様式2)

団体及び共同購入者ごとに誓約書を作成すること。

なお、共同購入者の誓約書については、代表者は、当該共同購入者の本店(社)の 代表者とすること。

#### 団体及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書

(別紙様式3)

団体及び共同購入者ごとに同意書を作成すること。

なお、共同購入者の同意書については、代表者は、当該共同購入者の本店(社) の代表者とすること。

#### その他審査に必要と認めた書類

以下の資料を添付すること。なお、これらの資料以外に、必要に応じて追加の資料を求めることがあります。

- (1) 製造する製品に関する資料
- (2) 工場の製造ラインの見取り図など、製品の製造過程が確認できる資料
- (3) 麦の保管設備(サイロ)の見取り図など、収容力や製造ラインへの搬送経路が確認できる資料
- (上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可)

### 5 契約の範囲

この申請によって有資格者となった場合に参加できる売買契約の範囲は、基本要領第3章のI第1の1に定める食糧用輸入麦の販売に係るもののほか、基本要領第4章のI第1に定める特別売買契約の買受けに係るものとします。

## 6 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに受付場所に連絡の上、その指示を受けるものとします。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所の名称、所在地及び電話番号
- (5) その他経営の状況等